

新 福 監 第 2 1 8 号
令和 5 年 1 2 月 2 0 日

介護サービス事業所の管理者 様

新潟市福祉部福祉監査課長

令和 5 年度 介護サービス事業所集団指導の実施について（通知）

日頃、当市の介護保険事業につきましては、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、介護保険制度が適正に運営されるよう、介護保険法第 2 4 条の規定により、下記のとおり集団指導を実施します。

各事業所様におかれましては、これを機に制度への理解を深めていただくとともに、法令遵守体制をより一層強化していただくようお願いいたします。

記

1 対象事業所

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

2 掲載資料

- (1) 運営指導における主な指摘事項について（動画）
- (2) 令和 6 年 4 月から義務化される事項について（動画）
- (3) 高齢者虐待の防止について
- (4) 生活保護制度における介護扶助について

※(1)は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を対象。

(2)～(4)は全事業所を対象。

3 受講方法

上記(1)～(4)の資料について、下記アドレスの新潟市福祉監査課のホームページに掲載しますので、内容をご確認ください。

トップページ>健康・医療・福祉>福祉・生活保護>社会福祉施設・法人等指導監査
>集団指導について>令和 5 年度介護サービス事業所集団指導

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/sidoukansu/syuudansidou/kaigosyuudan.html>

4 受講報告

受講状況を確認するため、受講した後、「新潟市オンライン申請システム (e-NIIGATA) により受講した旨を市に報告してください。」

新潟市オンライン申請システム URL 及び二次元コード

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/f045100f-f55f-4375-8c4f-f40a1bf17bba/start>



5 受講報告受付期間

令和6年1月4日(木)～1月31日(水)

※期限を過ぎると受講確認の報告は出来なくなるのでご注意ください。

6 注意事項

- (1) 新潟市オンライン申請システムでの受講報告は、必ず1サービス種別につき1回ずつ行ってください。1サービス種別で複数回の報告を行わないでください。
- (2) 期限内に報告が無い場合、集団指導を受講していないものとして、運営指導の優先対象として検討しますのでご注意ください。

7 その他

- (1) 集団指導は、法令に基づく指導であり、研修ではありませんので、視聴時間の業務上の取扱いについて特段のご配慮をお願いいたします。
- (2) 指導内容についてのご質問がある場合は、受講報告時のフォームからお願いいたします。
- (3) 複数の事業所を運営している法人におかれましては、全サービス種別で受講報告が行われているかよくご確認いただきますようお願いいたします。

【担当】

新潟市福祉部福祉監査課 村上

TEL : 025-226-1182 FAX : 025-225-6304

E-mail : kansa.wl@city.niigata.lg.jp